

## 令和3年度決算「健全化判断比率等」の算定結果について

平成19年6月より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率（下記①～⑤の比率）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表する（平成20年4月より）こととされています。

大田市の令和3年度決算では、

**全ての比率において早期健全化（経営健全化）基準をクリアしています**

### 大田市の健全化判断比率及び資金不足比率の状況（令和3年度）

（単位：％）

指 標	健全化判断比率	早期健全化基準 A	財政再生基準 B
①実質赤字比率	—	12.88	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.88	30.00
③実質公債費比率	12.1	25.0	35.0
④将来負担比率	88.3	350.0	

※①②については赤字が生じていないため、比率は算定されません

（公営企業の経営の健全化）

指 標	資金不足比率	経営健全化基準 C
⑤資金不足比率	—	20.0

※資金不足を生じていないため、比率は算定されません

**詳細は、以下のとおり記載しております。**

1. [財政健全化法の目的](#)
2. [健全化判断比率及び資金不足比率の公表](#)
3. [財政の早期健全化](#)
4. [財政の再生](#)
5. [公営企業の経営の健全化](#)
6. [実質赤字比率](#)
7. [連結実質赤字比率](#)
8. [実質公債費比率](#)
9. [将来負担比率](#)
10. [資金不足比率](#)

## 1. 財政健全化法の目的

---

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものです。

## 2. 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

---

地方公共団体は毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、且つ、健全化判断比率及び資金不足比率を公表しなければなりません。

### 【健全化判断比率】

#### ① 実質赤字比率

- ・一般会計等を対象とした実質赤字<sup>※1</sup>の標準財政規模<sup>※2</sup>に対する比率

#### ② 連結実質赤字比率

- ・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

#### ③ 実質公債費比率

- ・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

#### ④ 将来負担比率

- ・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

### 【資金不足比率】

- ・公営企業ごとの資金の不足額<sup>※4</sup>の事業の規模に対する比率  
（公営企業＝水道事業・病院事業・下水道事業・生活排水処理事業・  
農業集落排水事業・大田市駅周辺土地地区画整理事業）

#### ※1 実質赤字

歳入決算総額から歳出決算総額を差引き、更に翌年度繰越財源を除いた額。

#### ※2 標準財政規模（健全化法上）

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額に、臨時財政対策債<sup>※3</sup>発行可能額を加えたもの。

#### ※3 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

#### ※4 資金の不足額

ここで表される資金の不足額とは、流動的な資産（現金等）を対象とした収支の状況を示すものであり、固定的な資産も含めた収支の状況を示す公営企業の決算とは異なる。

### 3. 財政の早期健全化

---

- ① 地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが**早期健全化基準以上である場合には**、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければなりません。
- ② 財政健全化計画は、市長が作成し、議会の議決を経て定めなければなりません。また、速やかに、これを公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。
- ③ 市長は、毎年9月30日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。
- ④ 市長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、地方自治法上の個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

### 4. 財政の再生

---

- ① 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが**財政再生基準以上である場合には**、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければなりません。
- ② 財政再生計画は、市長が作成し、議会の議決を経て定めなければなりません。また、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に報告しなければなりません。
- ③ 市長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければなりません。
- ④ 市長は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、総務大臣の同意を得ていないときは、災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債をもってその歳出の財源とすることができません。
- ⑤ 市長は、毎年9月30日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、総務大臣に報告しなければなりません。
- ⑥ 市長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、地方自治法上の個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

## 5. 公営企業の経営の健全化

- ① 地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、経営健全化計画を定めなければなりません。
- ② 経営健全化計画は、市長が作成し、議会の議決を経て定めなければなりません。また、速やかに、これを公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。
- ③ 市長は、毎年9月30日までに、前年度における決算との関係を明らかにし経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。
- ④ 市長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、地方自治法上の個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

## 6. 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

地方公共団体の財政運営においては、本来、赤字が生じないようにすべきであり、赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期解決が必要です。

また、この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間にわたる可能性が高くなるなど深刻な事態になっているということになります。

$$\text{実質赤字比率 ①} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 ③}}{\text{標準財政規模 ②}}$$

○令和3年度

① = ー%

② = 13,687,307千円

③ = 0千円（赤字額なし）

(③の内訳)

(△が実質赤字)

一般会計	827,463千円
簡易給水施設事業特別会計	0千円
大田市駅周辺土地区画整理事業特別会計	0千円
合 計	827,463千円

※赤字が生じていないため、比率は算定されません。

## 7. 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

この指標が一定以上の地方公共団体は、赤字が多額となっている会計が存在し、その会計の問題がその団体全体の見地からみても大きな問題となっていることを示しています。

なお、この連結の赤字は本来生じるべきではないものであり、赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期解決が必要です。

また、この比率が高くなるほど、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じなければならなくなり、また、その解消期間も長期間にわたる可能性が高くなります。

$$\text{連結実質赤字比率 ①} = \frac{\text{連結実質赤字額 ③}}{\text{標準財政規模 ②}}$$

○令和3年度

① = ー%

② = 13,687,307千円

③ = 0千円（赤字額なし）

(③の内訳)

(△が実質赤字)

一般会計等	827,463千円
国民健康保険事業特別会計	58,219千円
国民健康保険診療所事業特別会計	2,588千円
後期高齢者医療事業特別会計	9,581千円
介護保険事業特別会計	120,429千円
生活排水処理事業特別会計	0千円
農業集落排水事業特別会計	0千円
大田市駅周辺土地区画整理事業特別会計	0千円
水道事業会計	567,992千円
病院事業会計	864,296千円
下水道事業会計	71,442千円
合 計	2,522,010千円

※赤字が生じていないため、比率は算定されません。

## 8. 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

公債費や公債費に準ずる経費は、削減したり、先送りしたりすることのできないものであり、また、一度この経費が増大すると数年間にわたって同程度の額を支払っていかざるをえないため、短期間で削減することは困難となるものです。

このため、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなどの一般会計等の資金繰りの危険度を示す指標です。

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均) } \textcircled{1} = \frac{((A+B) - (C+D)) \textcircled{3}}{(\text{標準財政規模} - D) \textcircled{2}}$$

○令和3年度

① = 12.1% (単年度=11.8%)

② = 11,000,097千円

③ = 1,300,131千円

A = 元利償還金 (3,235,797千円)

地方債などの借入金に係る返済金

B = 準元利償還金 (875,945千円)

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたとみとめられるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

C = 特定財源 (124,401千円)

充当する経費が特定されている財源(国県支出金、地方債、分担金及び負担金など)

D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(2,687,210千円)

公債費及び公債費に準じた経費のうち、基準財政需要額<sup>※5</sup>に算入された額

※5 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となる金額。地方公共団体の具体的な財政支出の実態を捨象して、地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準で行政を行うための財政需要を一定の方法により算定した額

## 9. 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

$$\text{将来負担比率} \text{ ①} = \frac{(A - (B + C + D)) \text{ ③}}{(\text{標準財政規模} - E) \text{ ②}}$$

○令和3年度

- ① = 88.3%
- ② = 11,000,097千円
- ③ = 9,713,838千円

A = 将来負担額（48,852,674千円）

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還にあてる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 自治体が加入する組合等の地方債の元金償還にあてる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 自治体が設立した法人の負債額等負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

B = 充当可能基金額（4,470,390千円）

C = 特定財源見込額（1,635,192千円）

D = 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額  
（33,048,940千円）

E = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額  
（2,687,210千円）

## 10. 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることとなります。

ただし、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。

$$\text{資金不足比率 ①} = \frac{\text{資金の不足額 ③}}{\text{事業規模 ②}}$$

○令和3年度

- ① = ー%
- ② = 下記の内訳の通り
- ③ = 下記の内訳の通り（資金不足額なし）

(②の内訳)

生活排水処理事業特別会計	38,914千円
農業集落排水事業特別会計	8,666千円
大田市駅周辺土地区画整理事業特別会計	15,900千円
水道事業会計	762,873千円
病院事業会計	4,319,607千円
下水道事業会計	93,683千円

(③の内訳)

(△が資金不足)

生活排水処理事業特別会計	0千円
農業集落排水事業特別会計	0千円
大田市駅周辺土地区画整理事業特別会計	0千円
水道事業会計	567,992千円
病院事業会計	864,296千円
下水道事業会計	71,442千円

※赤字が生じていないため、比率は算定されません。